

松本市公式SNS運用方針

1 目的

本方針は、松本市のLINE、YouTube、X、Instagram、Facebook等のアカウント（以下、「市公式SNS」という。）の運用に関する事項について定めます。

2 運営主体

市公式SNSは、松本市総合戦略局秘書広報室が運営します。

3 発信内容

- (1) 市政情報（松本市が主催・共催するイベント情報等）
- (2) 観光や地域の情報など、松本市の魅力を伝えられる情報
- (3) 非常時における緊急情報

4 コメントへの返信・リポスト・引用リポスト・シェア・フォロー

- (1) 市公式SNS利用者から松本市に向けてのコメントに対し、原則として松本市から返信することはありません。
- (2) 市公式SNSでは、松本市の政策に関する情報等について情報発信するとともに、市民に広く拡散させる必要があると認められる適切な情報について、必要に応じてリポスト・引用リポストもしくはシェアをします。
- (3) 国・地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウントについては、必要に応じてフォロー（フォローからの解除を含む）を行います。ただし、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を表明するものではありません。

5 禁止行為

市公式SNSの運営に当たり、次の事項に該当すると判断した投稿は、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除又は拒否する場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 特定の個人、団体、企業、地域等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (6) 本人の承諾なく個人情報を開示、漏えいするなど、プライバシーを侵害するもの
- (7) 松本市を含む他者になりすますなど、虚偽又は事実と著しく異なるもの
- (8) 松本市及び第三者の知的財産権（特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等全ての権利）を侵害するおそれのあるもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 虐待的、卑猥、下品、侮辱的な文言、ヘイトスピーチ等不適切な内容を含むもの

の

- (11) 市公式SNSのユーザーを他のウェブアカウント等へ誘導することを目的とするもの
- (12) 有害なプログラム
- (13) 同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のものや似通った内容のもの
- (14) 各SNS運営会社が定める利用規約に反するもの
- (15) その他、市公式SNSの運営上、不相当であると判断したもの

6 著作権

市公式SNSにおいて、松本市が掲載する情報（文章、写真、動画など）の著作権は、松本市又は松本市以外の原作者に帰属します。ただし、市公式SNSへのリンクや市公式SNS上でのシェア機能等を使用し、転載の対象となる内容を改編せず掲載していただくことは問題ありません。

7 個人情報

松本市が利用者から個人情報を取得する場合には、松本市個人情報保護条例の規定に基づいて適切に取り扱います。

8 免責事項

- (1) 松本市は、市公式SNSにおける掲載情報の正確性、完全性、有用性には細心の注意を払いますが、それを保証する義務を負うものではありません。
- (2) 松本市は、利用者による投稿等の内容について一切の責任を負うものではありません。
- (3) 松本市は、市公式SNSに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル、紛争、損害等が発生した場合であっても、一切の責任を負うものではありません。
- (4) 投稿に係る著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は松本市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ松本市に対して著作権等を行行使しないことに同意したものとします。
- (5) 松本市は、上記(1)～(4)のほか、当アカウントに関する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負うものではありません。
- (6) 松本市は、予告なく掲載情報を変更又は削除する場合があります。
- (7) 松本市は、予告なく本運用方針の変更を行う場合があります。

9 適用

この運用方針は、令和5年11月1日から適用します。